

テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪の告発

および両犯罪を撲滅するための要望書

2010年4月1日

法務大臣 千葉景子 様

告発者・要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館21号室

電話&FAX 03-5212-4611

告発・要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、2008年5月27日、鳩山邦夫元法務大臣に宛て「電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪と組織的な人的嫌がらせ犯罪の告発および両犯罪を撲滅するための陳情書」を提出して、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪へのご理解と両犯罪撲滅のために5つの陳情項目を速やかに実行して頂きますようお願いしてまいりました。当該書面は貴省刑事局に回付されていることは確認しておりますが、未だ両犯罪は解決への糸口すら見えない状況にあります。そこで再度本告発および要望書を提出することにした次第です。

当NPOがその撲滅に向けて取り組んでいるテクノロジー・嫌がらせ両犯罪は40年を超える歴史があるにもかかわらず一般認識に至っていないという異常さがあります。これは、電磁波・超音波等見えない媒体が使われていることから被害との因果関係の説明が困難であること、悪用されているテクノロジーが最先端のため秘されたものであること、被害者に生じている現象を精神的問題とすり替えて対処する態勢が整えられていること、一気に両犯罪を畳み掛けてパニックに陥らせたその状況からも精神的問題と捉えられて対処されてしまうこと、行われる嫌がらせが非常識で徹底され一般人が受け入れ難い内容であること、その一般心理を読んで意図的に非常識で一貫した手法が採られていること、犯罪主体が巨大化し過ぎているため手の打ちようがないこと等が原因と考えられます。

嫌がらせ犯罪における非常識性ですが、具体的には、①集団性：一人の被害者に対して集団が寄ってたかって嫌がらせを働く。②ストーカー性：家中では監視テクノロジーでつきまとわれ、家を出ると人につきまとわれる。そして行く先々で嫌がらせを受ける。③継続・反復性：一日24時間、一年365日継続して様々な嫌がらせが繰り返される。④タイミング性：何かをしようとするとその瞬間に嫌がらせが行われる。⑤監視性：前記タイミング性をもって嫌がらせを行うには徹底した監視が為されていなければできないことでもあります。⑥システム性：前記監視は、被害者の行動を四六時中走査して、その行動に合わせて何らかのリアクションをするようにプログラムされた監視システムが周辺で稼働していなければできないことでもあります。⑦組織性：集団で一気に畳みかけるやり方、傷害を与えるなど明らかな証拠を残さない手口、嫌がらせ犯罪と同時にテクノロジー犯罪を仕掛けてダメージを倍加する手法から、詳細な打ち合わせの上で行われていることは明らかであり、そのことから組織的犯行であります。⑧マニュアル性：アメリカでも同様の被害報告があることからマニュアルに基づいて世界的規模で行われていることが考えられます。⑨ネットワーク性：被害者が遠方に移動しても同様の嫌がらせを受けること、北海道から沖縄県まで被害者が存在し、それぞれの場所で嫌がらせ被害を受けていることから、組織間の連絡網がネットワーク化して完備していることが考えられます。⑩歴史性：40年を超える歴史があります。⑪非常識性：前記10の特徴は常識的な日本人からみますとどれも全く非常識なことばかりであります。この非常識性は重要で、非常識であればあるほど一般人は話を聞かなくなり遠ざけることから、被害者は孤立します。そして追い込まれて行き着く先は、自殺か、緊急避難的対処か、精神病院への収容であります。このような構図がありありと描けるようになりました。嫌がらせ犯罪主体にとって常識の範疇の嫌がらせは致命傷で、常識には一步も近づけないという強固な意思を読み取ることができるようになりました。嫌がらせ犯罪におけるこの構図と犯罪主体の強固な意思を明らかにできたことが当NPO任意団体から数えて12年間の活動の成果であります。

この成果をもって現代社会を見ますと、毎年3万人を超える自殺者数、信じ難い凶悪犯罪の増加、精神疾患の増加があり、嫌がらせ犯罪が結果するものと同じでありますことから、それとの関連を考えざるを得なくなります。これはテクノロジー犯罪を理解することによってさらに明瞭になります。

テクノロジー犯罪被害の代表例に、誰もいないのに声が聞こえ、音源がないにもかかわらず音が聞こえ、媒体がないにもかかわらず映像が見える被害があります。これは幻聴や幻覚と捉えられて統合失調症の病名が付けられる被害であります。アンケート調査でテクノロジー犯罪被害中一番多かったのが睡眠妨害(23

4名/335名中)でその理由として105名の方が覚醒させるテクノロジーが働いていると回答されております。そして不眠の場合も統合失調症として治療されることになるのであります。そして鬱傾向などの感情操作もテクノロジー犯罪で可能と考えざるを得ない結果が出ております。これをもって警察庁発表『平成19年度中における自殺者の概要』を見ますと、統合失調症要因で自殺されている方が1700名を超えており、鬱要因は6000名を超えていることから、テクノロジー犯罪との関連を想像せざるを得なくなるのであります。以上のことから、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体は現代の世相を演出していると考えざるを得なくなります。

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪でさらに注意を要することは冤罪事件の発生であります。冤罪は菅谷利和さんの足利事件で今国民の注目を集めているところであります。当NPOアンケート調査の結果をみますと、犯罪主体として知人・近隣住民を疑っている被害者が一番多い結果が出ております。これは恐ろしい事実で、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を仕掛けて近隣住民を疑わせトラブルに発展させることができるからであります。またテクノロジー犯罪被害である声送信に促されて犯行に及んだという横須賀市タクシー運転手殺害事件も発生しております。これらの場合本当に罰せられるべきはテクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体であります。本来救われるべき被害者を犯罪人に仕立て上げるのがこの犯罪であります。これがこれから冤罪事件として浮かび上がってくることは間違いないと考えます。よって新しい冤罪事件を発生させないためにもテクノロジー・嫌がらせ両犯罪は撲滅されなければならないのです。

千葉法務大臣は死刑廃止論者ということですので一言付け加えることに致します。私も法学部出身ですが、大学で権利は銃剣をもってしても守られるべき強いものであると教わりました。権利のなかでも人権は最も重いものであります。にもかかわらずテクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体はターゲットと定めた被害者をなにがなんでも死に追いやる徹底した殺人鬼で、人権など全く意に介さない犯罪組織であります。このような組織の悪行をそのままにしての死刑廃止論ではあまりにも国民の安全を無視したことになります。死刑廃止論に固執されるのなら、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪対策に徹底的に取り組むだけでなく、八方手を尽くして死刑判決がでるような凶悪犯罪を発生させないように行動すべきであります。特に犯罪性があるとの訴えがあった場合、即刻公開の聴聞会を開いて事実確認をすべきであります。これはそのような訴えがある限り毎日でも法務省が主管して開催されるべきであります。これにとどまらず死刑廃止論者の為さなければならないことは膨大であると考えます。

尚、前回提出時の確認被害者は500名に満たない状態でしたが現在は700

名を超えております。2年に満たない間に200名以上増えたこととなります。これは氷山の一角にも満たないことは前回も述べたところであります。国民全体が両犯罪の傘下に置かれていると考えた方が正しいように思います。これが水俣病など公害訴訟と決定的に違う点であります。以下はテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の具体例であります。

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪実態および被害内容

1. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で人間の生理機能から運動機能、五感、感情、三欲、さらには思惟活動まで影響を及ぼせるテクノロジーが使われています。
2. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で声・音を聞かせ、映像を見せるテクノロジーが使われています。
3. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で身体の各部位をピンポイントで攻撃できるテクノロジーが使われています。
4. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で異物を標的に命中させられるテクノロジーが使われています。
5. テクノロジー犯罪には、風邪症状、下痢症状、不眠のように、病気でないにもかかわらず病気であるかのような症状を引き起こすテクノロジーが使われています。
6. テクノロジー犯罪には、周囲の振動や体の振動を引き起こすテクノロジーが使われています。
7. 上記のように、テクノロジー犯罪が可能にしている個人攻撃は多様で、プログラム次第でいかようにもアレンジでき、しかも24時間365日、日本中どこへ移動しようがその影響下に置くことができるようにシステム化・ネットワーク化されていると考えられます。
8. テクノロジー犯罪には嫌がらせ犯罪が伴っています。
9. 嫌がらせ犯罪は、詳細な打ち合わせがなければ行えないことから、それを計画し、指示し、実行する組織が被害者の周辺に存在しなければできない犯罪です。
10. 嫌がらせ犯罪は他地域に移動しても行われることから、同様の組織が各地に存在し（各自治体単位）、組織間の連絡網が完備していると考えられます。
11. 嫌がらせ犯罪は、被害者を絶えず監視していなければ行えないことから、最先端の監視テクノロジー（盗聴・盗撮テクノロジー）が使われていると考えられます。
12. 嫌がらせ犯罪には執拗な家宅侵入があります。しかも侵入したことをわざと分かるように細工していく傾向があります。しかし警察が動かざるを得

ないような窃盗・器物破損はほとんどない傾向があります。

- 1 3. 嫌がらせ犯罪には、家電製品の頻繁な故障・誤作動、パソコンへの介入、無言電話やワン切りのように電話を使った嫌がらせもあります。この電話を使った嫌がらせが一番犯罪主体を特定しやすいものと考えます。
- 1 4. テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪の対象者は老若男女を問いません。子供の頃からの被害者も多く存在します。
- 1 5. テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪は40年を越える歴史があると考えられます。
- 1 6. テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪、どちらも突然畳み掛けられた場合、パニックに陥っておかしくないものであります。それがむしろ人間の自然であります。そのような被害者の受け入れ場所として精神病院が位置づけられ定着しようとしています。これは正しい対処の仕方ではありません。この精神病院への位置づけにも作為が働いていることが考えられます。
- 1 7. 上記両犯罪により、個人破壊はもちろん、多くの被害者が家族破壊の状態にあります。さらに拡大して両犯罪を行えば、組織破壊、社会破壊、国家破壊も可能であります。
- 1 8. 上記理由から、両犯罪には破壊活動防止法が適用されてしかるべきであります。また組織犯罪対策法が適用できることはもちろんであります。テロ対策法の適用も考慮されていい犯罪であります。

以上の犯罪事実を告発致しますとともに、以下要望致します。

要望項目

1. テクノロジー犯罪に対処できるよう、電磁波、光、熱波、超低周波音や超音波の放射によって人体に影響を与える武器や装置の使用に厳しい罰則を設けて禁止する法整備をして警察・検察が捜査できるようにして下さい。

テクノロジー犯罪は見えない方法によるため被害との因果関係の説明が難しい犯罪であります。そのような犯罪が現実にも多発していることから、警察捜査の対象となるよう法整備をお願い致します。しかし、法整備をしても捜査する側からみますと相当困惑することが予想されます。よってそのような犯罪が起らないように抑止を徹底することが求められます。抑止に効果があるのが情報公開であり法整備であります。前記テクノロジー犯罪があることを公式に認めてそれに対処できる法整備を速やかにお願い致します。

具体的には、ロシアで、電磁波、光、熱波、超低周波音や超音波の放射によって人体に影響を与える武器や装置の使用を禁止する法が、プーチン元大統領の署

名、議会の承認を経て成立しております。同様の法整備がまず必要であります。詳細は Mind Justice ホームページ<http://www.mindjustice.org/russ9-05.htm> をご覧下さい。

2. テクノロジー犯罪に対処できるよう、本人の了解を得ない I Cチップの人体への装着、体内埋め込みに厳しい罰則を設けて禁止する法整備をして警察・検察が捜査できるようにして下さい。

人間コントロール・テクノロジーと呼べるほど巧みに人間を操作するには他の媒体も必要と考えます。ロンドンにある科学博物館では奥歯に受信機を埋め込んで、携帯電話や電波発信機から発せられたデジタル信号を受信して、骨伝導で音声を聞かせる技術が紹介されました。これによって音声被害がテクノロジーで可能であることが証明されたわけですが、この受信機のように体内に埋め込まれた媒体の存在が不可欠と考えます。ある学者はこれを戦前レベルのもので今ではマイクロサイズの I Cチップが作られていると証言しております。大きさはどのようであれ本人の了解を得ないでの I Cチップの体への装着・体内への埋め込みにも厳しい罰則を設けて禁止する法律が合わせて必要であります。

3. 1 1 の特徴をもち非常識で一貫した嫌がらせ犯罪に対処できる法整備をして警察・検察の捜査の対象として下さい。

嫌がらせ犯罪は前述したように 1 1 の特徴をもちその全てが非常識で一貫していることを理解して、それに対処できる適切な法整備をして、警察・検察が捜査の対象とできるように法整備をお願い致します。

具体的には嫌がらせ被害の代表例につきまといがありますが、不特定多数あるいは特定少数によるもので、恋愛感情に基づいておりません。このことからストーカー法に抵触しないつきまといであります。恋愛感情に基づかず、不特定多数あるいは特定少数によるもので、加害者の特定が難しい場合でも、組織犯罪で間違いないのですから、被害者が法で保護されるよう法整備をお願い致します。

4. テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪の認識の周知徹底と、両犯罪に適切に対処できる職員を育成する教育体制を確立して下さい。

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪の実態をご理解いただき、法務省管轄下の全職員がそれを認識できるよう周知徹底して下さい。ご要望があれば当方が出向いて説明致します。

また、両犯罪被害者が相談に来た場合、適切に対処できるよう職員の教育体制も確立して下さい。この場合被害者はパニックに陥っている可能性があります。

しかしそのパニック状態を理解することが大事であります。そのためにも、パニックが去って自分を客観的に見られるようになった被害者の話をよく聞いて、その状況を理解しておく必要があります。そしてどのように取り乱していても、精神的問題としてだけ結論付けるのは正しい対処の仕方ではありません。そこで外的要因を取り除いて落ち着かせることができるよう設備面の充実もお願い致します。

5. 被害者証言の尊重と法務省が主体となって公開の聴聞会を要求に応じて開催するなど聴取体制を確立して下さい。

法治国家においては、法に基づいて万事が行われているかしっかり監視して、それに反するものに対処していくのが法務省の仕事と考えます。しかし時代の進歩に伴って犯罪も変わってまいります。その変化を確認していくことも重要な仕事であります。それには犯罪被害と信じて訴えてくる人々の話をよく聞くことあります。人間が五感で感じていることを素直に表現している訴えほど尊い証言はありません。各検察庁・法務局でテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の聴取体制を確立するだけでなく法務省が主管して犯罪と信じての訴えがあった場合公開の聴聞会を開催して事実を確認するようにして下さい。

6. 全国的な聴取結果を取りまとめてそれを公表して下さい。

上記全国での聴取結果を取りまとめて、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪の全国的な実態を公表して下さい。

添付書類

1. ロシアで成立した電磁波等を武器として認める法に関する文書
“Russian Mind Control Weapons” by Cheryl Welsh (英文) 1部
2. ロンドンの科学博物館に陳列された歯科インプラントに関する文書
“Excuse Me, Is Your Tooth Ringing?” (英文) 1部
3. 被害者335名アンケート集計結果(65の表) 1部
4. 被害者704名居住県 1枚
5. チラシ 5枚

以上